



概要版

# 大河原町

## 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

ずっと暮らせる いつもどおり いままでどおり  
～住み慣れた地域で元気に暮らせるまち～

### 〔計画策定の背景〕

大河原町は5km四方のコンパクトなまちのなかに、みやぎ県南中核病院を中心として多数のクリニックや歯科医院のほか、通所介護事業所など多くの介護サービス事業所があり、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制が整っています。

本計画は、高齢者施策の基本的な方針と今後3年間の介護保険サービスの事業計画を明らかにすることにより、本町に暮らす高齢者が近年増加する大規模災害や感染症の流行のなかにおいても安心して暮らせるよう策定するものです。



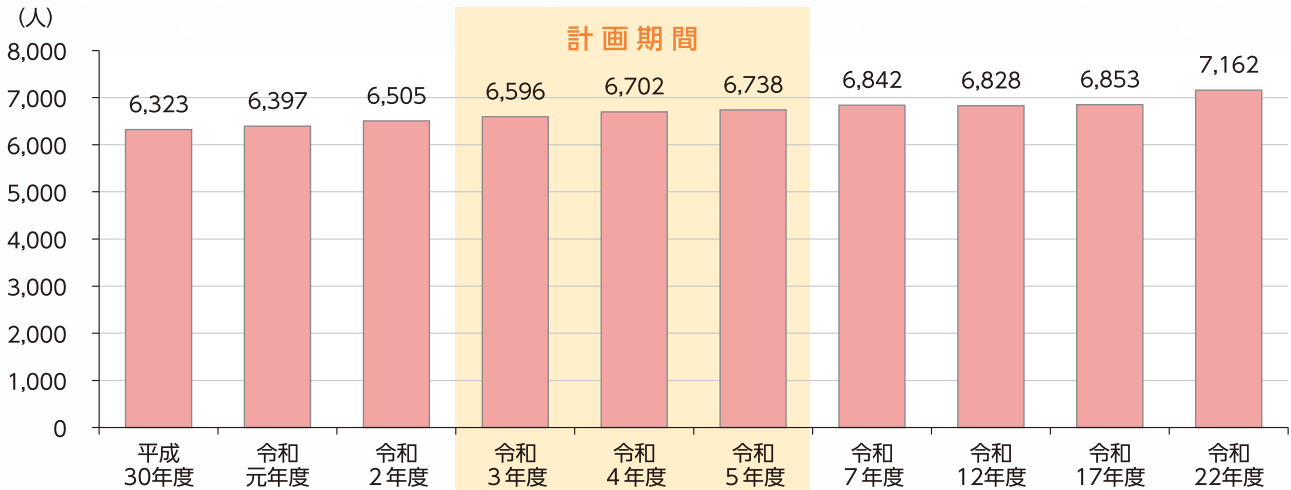
令和3年3月 大河原町

# 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

## 1 第1号被保険者

介護保険事業の対象となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者で、町の介護保険事業の対象となる方）は、高齢化の進行とともに増加が続くことが見込まれ、計画最終年度の令和5年度には6,738人になると想定されます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度には6,842人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には7,162人になると想定されます。



## 2 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は、今後も増加が続くことが見込まれ、計画最終年度の令和5年度には877人になると想定され、合わせて、認定率も上昇し、令和5年度には13.0%になると想定されます。

また、この傾向は当面続き、要支援・要介護認定者数は令和7年度には901人（認定率13.2%）、令和22年度には1,099人（認定率15.3%）が見込まれます。

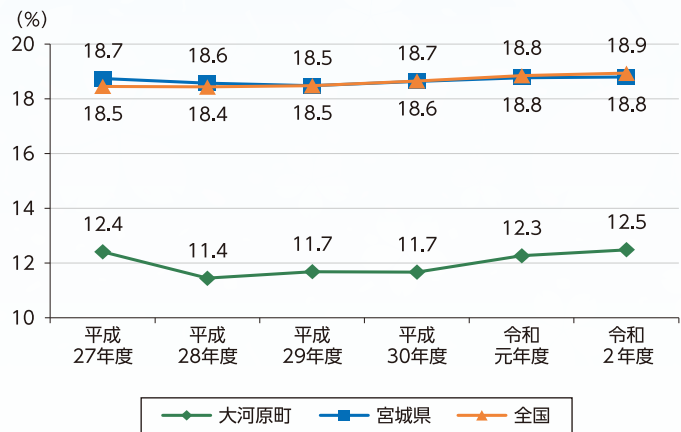


※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者を含む

## 大河原町の特徴

### ●介護の必要な高齢者の割合が低い

第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合（認定率）は、宮城県や全国では18%台で推移していますが、本町は11%～12%台で推移しており、介護の必要な高齢者の割合が低くなっています。



### ●介護給付費や介護保険料が

#### 全国の市町村と比較し低い水準となっている

介護給付費は全国の市町村と比較して低い水準で推移しており、本計画期間（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者の介護保険料基準額についても月額3,800円と全国の市町村と比較して低い額となっています。

※第7期介護保険事業計画における介護保険料基準額 全国平均5,869円

## 本町の現状と課題

### 統計データからみえる課題

- 高齢者のひとり暮らし世帯は、この20年間で約3.4倍となっているため、地域での見守りの強化のほか、介護サービスを利用しながら安心して暮らしている環境づくりが求められています。

### 介護サービスの利用実績からみえる課題

- 在宅サービスは、要支援・要介護認定者の増加とともにサービス量の増加が見込まれるため、今後は科学的な質の高い介護サービスが求められています。
- 介護保険施設の利用者は、ほぼ横ばいで推移しています。

### アンケート調査結果からみえる課題

- 80代以上の年齢階層で「健康診査を受けていない」が20%を超えているため、年齢の高い層の受診率向上が求められています。
- 認知症に関する相談窓口を知っている高齢者は26.8%と回答者の4人に1人程度となっているため、相談窓口の周知が求められています。

### 高齢者施策の進捗状況からみえる課題

- 新型コロナウイルス感染症などの対策として、今後は「新しい生活様式」を考慮した、新たな取り組みへの転換が必要となっています。
- 「歩いて健幸システム」などの介護予防の取り組みは参加者が増加しているため、今後は、さらに健康への関心を高める取り組みが求められています。

## 🌸 施策の展開(今後3年間の主な取り組み)

### 基本目標1 高齢者の力を活かす地域づくり

#### 1 高齢者が楽しく活動する機会の充実

- (1) 生活支援の担い手への参加促進
- (2) 世代間交流を通じた社会参加と生きがいづくり
- (3) 老人クラブの「高齢者による高齢者のための」活動の支援
- (4) 壮年期からの運動習慣の定着と仲間づくりの促進
- (5) 高齢者が働き続けることのできる環境づくりの推進

**拡充** ○高齢者の就労促進

#### 2 高齢者の活動を後押しする取り組みの充実

- (1) 生涯学習講座の充実と地域活動との連携
- (2) 壮年期・高齢期のボランティアの育成

**拡充** ○地域の支え合い活動の意義の広報、壮年期や高齢期のボランティアの育成など

- (3) 町民みんなで支えあう地域福祉の充実
- (4) 高齢者の活動拠点の充実

### 基本目標2 地域主体による安心な暮らしの実現

#### 1 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- (1) 外出しやすい環境に向けた継続的な改善
- (2) 高齢者の減災対策の強化
- (3) 交通安全活動の推進
- (4) 消費者被害防止の推進
- (5) 緊急事態の事前対策の推進

**新規** ○食料・生活必需品・衛生用品その他物資の備蓄・供給を図れる体制づくり

#### 2 高齢者を敬う社会の推進

- (1) お互いを敬う心の育成
- (2) 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進
- (3) 見守り活動の推進

**拡充** ○地域や関係機関、企業などと連携した「みまもり隊」のネットワークの拡大



### 3 成年後見制度の利用促進(大河原町成年後見制度利用促進基本計画) 新規

- (1) 策定の趣旨
- (2) 成年後見制度利用における現状と課題
- (3) 計画の目的と取り組み
  - 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
  - 早期の段階からの相談、対応体制の整備
  - 意思決定支援、身上監護を重視した、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築
- (4) 具体的な施策等の方針
  - 活動の中核機関を大河原町地域包括支援センター内に設置(名称は「大河原町成年後見支援センター」)
  - 「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」、「不正防止」の5つの機能を実施
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成
  - 成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者を対象に、申し立てに要する経費、後見人等の報酬の一部を助成
- (6) 計画の評価、見直し



## 基本目標3 介護予防と地域包括ケアの充実

### 1 疾病予防・健康づくりの推進

- (1) 生活習慣の改善意欲を高める健康教育・健康相談の実施
- (2) 健康診査・がん検診などの受診促進
- 拡充 ○健康診査、がん検診の受診勧奨
- (3) 地区特性に適した地区組織活動の促進
- (4) 地域医療の一層の推進



### 2 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 在宅医療・介護連携の一層の推進
- 拡充 ○在宅医療・介護連携推進事業
- (3) 認知症対策の一層の推進
- 拡充 ○高齢者や介護をしている家族の意向を十分に踏まえた認知症対策
- (4) 多様な住まいの確保
- (5) ニーズに適切かつ柔軟な生活支援サービスの提供
- 新規 ○「就労的活動支援コーディネーター」による就労支援
- (6) 地域ケア会議の開催



## 基本目標4

# 介護サービスの充実(介護保険事業計画)

### 目標①

高齢者の自立した日常生活への支援、要介護状態になることの予防、軽減及び悪化防止(重度化防止)に関する取り組みと、評価のための数値目標

取り組み	概要	目標
壮年期からの運動習慣の定着	40歳以上の町民を対象とする「歩いて健幸システム」による運動習慣の定着と仲間づくり	令和5年度末登録者数 900人
壮年期・高齢期のボランティアの育成	壮年期や高齢期のボランティアの育成、ボランティアグループ・団体の活動支援	令和5年度末登録者数 (40歳以上) 1,000人
町民参加による地域福祉活動	ふれあい・いきいきサロン活動団体推進支援事業高齢者サロンを開催する団体への助成	令和5年度延べ参加者数 4,500人
地域包括ケアシステムの充実	介護・医療・福祉など関係機関との地域課題の共有、困難事例対応に向けた連携体制の充実	多職種連携ケア会議開催数 毎年度1回以上

### 目標②

介護給付の費用の適正化に関する取り組みと、評価のための数値目標

取り組み	概要	目標
要介護認定の適正化	町職員及び地域包括支援センターの主任介護支援専門員による調査の事後点検	年間600件
ケアプラン点検	地域ケア会議や様々な研修会において、事例検討し、点検を実施	年間30件
住宅改修及び福祉用具の給付適正化	住宅改修は施工前、施工後の写真による点検、必要な時は訪問による実地調査、ケアプランの内容確認	年間20件
	ケアプランの内容確認及びカタログによる用具の確認	年間50件
縦覧点検及び医療情報と介護給付の突合	宮城県国民健康保険連合会委託により実施	年間各12回
利用者への介護給付費通知	利用者への介護給付費通知	年1回
指導監査の実施	集団指導	年1回
	実地指導	指導計画に基づき実施

## 介護予防事業のご案内



### 健康増進事業

事業名	事業内容	申込先
歩いて健幸システム	40歳以上のかたを対象に、専用の歩数計を利用し、継続して歩くことで健康増進につなげるシステム	大河原町役場 健康推進課

### 健康教室

名称	主催・問合せ	開催日時	参加費用
にこにこフィットネス教室	大河原町役場 健康推進課 TEL 0224-51-8623	10月頃実施	無料
ウォーキング・ノルディックウォーキング教室	大河原町総合体育館 TEL 0224-53-1010	全3回	無料
健康体操教室 (コンディショニング等)	大河原町総合体育館 TEL 0224-53-1010	〈前期〉4月～8月上旬(全10回) 〈後期〉8月下旬～12月(全10回)	〈前期〉3,000円 〈後期〉3,000円

### カフェ (認知症などの相談ができる集いの場)

名称	場所・問合せ	開催日時	参加費用
土曜うめカフェ	大河原町中央公民館(字町196) 〔問合せ〕地域包括支援センター	毎週土曜日 10時～12時	無料
木曜うめカフェ	大河原町金ヶ瀬公民館(金ヶ瀬字原88) 〔問合せ〕地域包括支援センター	毎週木曜日 10時～12時	無料
ピュアカフェ	ピュア健康倶楽部デイサービス(字新東24-1) TEL 0224-51-0881	毎週水曜日 13時半～15時半	200円
カフェ木もく	大河原町社会福祉協議会(字南69) TEL 0224-53-0294	毎週木曜日 9時半～11時半	100円
ほっとカフェ	特定非営利活動法人 ほっとあい(字町279-1) TEL 0224-52-8555	毎週金曜日 9時～12時	200円

### 65歳からの介護予防(体操教室)

※介護認定は必要ありません

名称	場所	開催日時	参加費用
ふらっとほーむ	Orga(オーガ)(大谷字町向126-4) 〔問合せ〕地域包括支援センター	毎週火曜日 13時半～15時	無料
はつらっクラブ	大河原町中央公民館(字町196) 〔問合せ〕地域包括支援センター	毎週第1・3木曜日 10時～11時半	無料

※詳細については、各主催者までお問合せください

## 所得段階別の介護保険料(令和3~5年度)

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する多段階化(低所得者の公費投入による負担軽減)を行い、所得段階別第1号被保険者の介護保険料を設定します。

なお、第1~第3段階については、公費による軽減措置が適用されています。

### ■所得段階別保険料率、介護保険料(単位:円)

区 分			保険料率	介護保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	1,900円	22,800円
			軽減措置:0.30	1,140円	13,680円	
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	2,850円	34,200円	
			軽減措置:0.50	1,900円	22,800円	
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	2,850円	34,200円	
			軽減措置:0.70	2,660円	31,920円	
第4段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	3,420円	41,040円
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00	3,800円	45,600円
第6段階		本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	4,560円	54,720円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満		基準額×1.30	4,940円	59,280円	
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満		基準額×1.50	5,700円	68,400円	
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上		基準額×1.70	6,460円	77,520円	

### [高齢者の総合相談]

大河原町地域包括支援センター TEL 0224-51-3480

### [問合先]

大河原町福祉課 介護保険係、高齢福祉係、地域包括支援係

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

TEL 0224-53-2115

町公式ホームページ <https://www.town.ogawara.miyagi.jp/>

町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/town.ogawara/>

《ホームページ》



《Facebook》

